

JAみい ポイント付与基準表

○組合員カード

部門	区分	基準単位	ポイント数	付与タイミング
信用	定期貯金	新規契約金額 10万円につき ※3	5	契約日の翌月
	定期積金	新規契約金額 10万円につき ※3	5	契約日の翌月
	定期貯金平均残高 (※1)	年間平均残高 10万円につき ※3	5	3月末実績を4月
	融資(ローン)	(住宅・リフォーム・マイカー・農機・教育・グロバー)ローンの 新規契約金額 1万円につき	3	実行日の翌月
	機能取引	(年金振込・給与振込・JAカード・ネットバンキング) 新規契約 1件につき	100	契約日の翌月
購買	生産資材	購入金額 1千円につき	2	供給日の翌月
	生活資材	購入金額 1千円につき	5	
	米販	購入金額 1千円につき	5	
	農業機械	購入金額 1千円につき	2	
	自動車	購入金額 1千円につき	2	
	LPG	購入金額 1千円につき	2	
	油	購入金額 1千円につき	2	
販売 (※2)	米	売渡し数量 60kgにつき	3	販売精算日の翌月
	麦・大豆	売渡し数量 60kgにつき	1	
	採種(米・麦・大豆)	売渡し数量 60kgにつき	1	
	野菜・花卉・果樹	出荷販売高 1万円につき	1	
	畜産	出荷販売高 1万円につき	1	
教育	農業新聞	購読者(年間)	200	2月末購読者に翌月
	家の光・ちゃぐりん・地上	購読者(年間)	100	
加入	組合員加入	新規加入一人につき	500	加入月の翌月
	女性部	組合員部員 1人につき(年間)	300	2月末
	青年部	組合員部員 1人につき(年間)	500	
来店	支所・経済センター来店	ポイント会員 1人につき 1日1回	5	来店時の翌月

* 1ポイント金額は1円とします。

* 総合ポイント制度は、組合員で会員の申込みをされた本人が上記の事業を利用された場合にポイントが付与されます。

* 付与ポイントについては、予告なしに変更する場合がありますので、ご了承ください。

* ポイントの失効は、ポイントが付与された日の属する年を初年度として、3年目の基準日(3月31日)をもって失効となります。

※1 平均残高とは、1年間の残高を平均した金額です。(4月から翌年3月までを基準)

※2 販売とは、JAみいが生産者(組合員)からの販売物を受け入れることです。

※3 平成25年1月1日より令和19年12月31日まで、復興特別所得税が課税され、利子所得に対して20.315%が源泉されます。